

[事案 2019-14] 新契約無効等請求

・令和元年 12 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による不当な勧誘等により、旧契約を解約し、新しい保険に乗り換えたことを理由に、新契約の無効と旧契約の解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に契約した個人年金保険（米ドル建）を平成 29 年 6 月に解約して、同月に乗換契約した積立利率変動型一時払終身保険（豪ドル建）について、以下の理由により、新契約を無効または取消し、旧契約の解約を無効としてほしい。

- (1) 募集人から、旧契約が円換算で目減りしていることを繰り返し強調して説明され、不安を煽られた。
- (2) 募集人から、新契約の定期支払金により、旧契約で生じた損失を回収できるという話をされたが、回収に 10 年もかかるもので本末転倒である。また、旧契約も外貨建ての商品であるから、損失分を補填できる確証はない。
- (3) 本契約の募集行為は、消費者契約法の不当な勧誘に該当するほか、保険業法第 300 条第 1 号、第 4 号、第 7 号に違反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、旧契約の解約返戻金が円換算で目減りしており、定期引出金も減少しているため、申立人から「何かいい方法があればアドバイスしてほしい」と言われて、申立人子同席のもとで新契約を提案した。
- (2) 外貨建保険や乗換契約のメリット、デメリットについて申立人らに説明している。
- (3) 募集人は申立人らの不安を煽るような発言や、断定的判断の提供等を行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人子および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に消費者契約法や保険業法違反に該当するような行為があったとは認められないが、紛争の早期解決の観点および以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 為替変動による損害が発生している申立人に対して、同種の為替リスクが発生する商品を勧めることは、申立人の意向に合致しているとは言えない。
- (2) 募集人が申立人に対して、解約返戻金の受取り、および保険料の支払いに関する外貨の取扱いについて十分な説明ができておらず、契約の乗換えに際して解約返戻金を一度円貨にしてから改めて保険料を支払ったことで二重に為替手数料が発生し、申立人に無用な不利益が生じたことは否定できない。